　1302-00-03



一般社団法人日本原子力学会

倫理委員会ホームページ運用細則

平成28年5月12日　第91回倫理委員会承認

（目的）

第１条　本細則は，倫理委員会規程（1302）第18条の定めに基づき，委員会の円滑な運営を目的として定めるものである。

（上位の規約）

第２条　倫理委員会ホームページの運用にあたっては，学会ホームページの維持に関する規約（0106-01）にしたがう。

（変更の承認）

第３条　倫理委員会ホームページの掲載内容の変更には委員長の承認を必要とする。

（委員への通知）

第４条　倫理委員会ホームページの掲載内容を変更した委員は全委員にその旨を通知する。

（意見の受付）

第５条　倫理委員会ホームページの掲載内容について，委員会は学会員と学会外部からの意見を受け付ける。意見が提出された場合は，それへの対応は委員会で決定する。

（掲載内容）

第６条　倫理委員会ホームページの掲載内容については，次に掲げる事項を含めるものとし，著作権やプライバシーに十分配慮する。

（１）委員名簿（掲載内容については委員個人の意見を尊重する）

（２）委員会開催案内

（３）委員会議事要旨

（改定）

第７条　本細則の改定は，倫理委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成23年6月15日　第56回倫理委員会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 内規を細則に変更　平成28年5月12日　第91回倫理委員会承認，平成28年5月24日　第8回理事会報告

附則

１　平成28年5月12日改定の細則は，倫理委員会承認の日から施行する。